

定款施行規則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この施行規則は、一般社団法人日本 ALS 協会(以下「当法人」という。)定款(以下「定款」という。)の委任に基づく事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(会章)

第 2 条 当法人の会章を別図のとおり定める。

第 2 章 会 員

(入会手続)

第 3 条 定款第 9 条第 1 項及び第 2 項に規定する入会申込書は、様式第 1 のとおりとする。

(入会基準)

第 4 条 患者及び家族は、原則として正会員とする。

(会費)

第 5 条 定款第 8 条に定める会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員

年額 4,000 円

(2) 賛助会員

ア 個人 年間 1 口 4,000 円で 1 口以上

イ 団体 年間 1 口 5,000 円で 1 口以上

2 会費は、原則として、年度の初めに本部事務局に納入するものとする。

3 新規入会の会費は、入会と同時に本部事務局に納入するものとする。

4 自然災害等の事情により会費の減免を必要とする場合は、別に定める。

(会員名簿等)

第 6 条 会員は、氏名、勤務先、住所等に変更があったときには、遅延なく会長に届けるものとする。

2 支部における代議員(社員)について変更があったときには、当該支部は遅延なく会長に届けるものとする。

3 当法人は、会員名簿及び社員名簿を作成し、それぞれ異動のある毎にこれを訂正する。

4 会員名簿及び社員名簿は、本部事務局が管理する。

(会員の所属)

第 7 条 会員は、居住地又は勤務地の都道府県の支部に所属する。支部のない都道府県の会員は、本部に直接所属する。支部がある場合、会員は本部と支部のいずれにも所属するものとする。

(退会)

第 8 条 定款第 11 条により会員が退会するときの退会届は、様式第 2 のとおりとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

(再入会)

第 9 条 定款第 10 条に定める会費の未納により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、当該未納分を納入すると共に、改めて第 4 条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

第 3 章 役 員

(役員の資格要件)

第 10 条 定款第 25 条に規定する役員は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 会長は、患者であること。
- (2) 副会長のうち 1 名は患者であること。
- (3) 理事は、本会の活動を 1 年以上経験しているか、又はそれと同等以上の活動経験を有すると理事会が認めたもの。
- (4) 監事のうち 1 名は、弁護士又は公認会計士若しくは税理士の有資格者とする。

(役員を選出時期と就任時期)

第 11 条 役員を選出は、改選期の社員総会において選出し、総会終了後より就任する。

(会長の職務代行)

第 12 条 定款第 27 条第 2 項の規定において、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

(役員選考委員会)

第 13 条 定款第 26 条第 1 項に規定する役員を選出を円滑に行うため、理事会は毎改選期ごとに役員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

- 2 選考委員会は、監事 1 名及び正会員の中から 4 名の計 5 名の委員により構成する。
- 3 選考委員長は、委員の互選により選定する。
- 4 第 1 回選考委員会は、改選期の社員総会の少なくとも 2 か月前に開催し、役員を選考手続について協議するとともに、必要に応じて随時開催する。

(候補者の推薦)

第 14 条 役員候補者を推薦する正会員は、選考委員会の定める手続きに従って選考委員会に推薦する。

- 2 役員候補者中、地方ブロック選出の理事については、地方ブロック会議等で協議の上、所属する正会員が選考委員会に対して推薦する。

(選任方法)

第 15 条 選考委員会が提案した役員候補者が定数を超える場合には、社員総会の出席社員による直接無記名投票により決する。

第 4 章 会務運営及び会議

(社員総会の開催時期)

第 16 条 定款第 15 条に規定する定時社員総会は、毎年会計年度終了後、2 か月以内に開催する。

(社員総会への理事の出席)

第 17 条 理事は社員総会に出席し、必要な議案を提案、説明し、また疑義に答えなければならない。

(理事会へのオブザーバーの出席)

第 18 条 理事会には、会長が特に必要と認めた場合には、オブザーバーが出席できる。

(専決事項)

第 19 条 理事会と理事会の間、緊急かつ軽微な事項については、会長と協議のうえ常務理事が専決

できる。

2 前項で専決した事項は、理事会に報告する。

(部会の設置)

第 20 条 定款第 54 条第 1 項に規定する部会は、啓発広報部会、研究助成部会、療養支援部会、企画調査部会及び組織渉外部会とする。

2 理事会は、互選により部会の担当理事を選出し、部長及び副部長を選任する。部会員は部長の推薦を得て会長が任命する。

3 部会の活動は、理事会に報告する。

(部会の分掌事項)

第 21 条 部会の分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

2 啓発広報部会

- (1) 機関誌の発行
- (2) インターネットホームページによる情報発信、管理運営
- (3) 書籍の発行
- (4) シンポジウム・講演会の開催
- (5) ALS 月間等の全国啓発運動
- (6) ボランティアの育成
- (7) その他教育に関すること

3 研究助成部会

- (1) ALS 基金による研究助成
- (2) 研究報告書集の発行
- (3) ALS 基金拡充募金活動

4 療養支援部会

- (1) 医療・ケア・福祉相談室の運営
- (2) コミュニケーション・福祉機器支援
- (3) ケア研修会開催
- (4) ケアブックの作成
- (5) 中間施設との連携
- (6) 患者・家族交流会の開催
- (7) 社会参加とQOL向上の為の支援

5 企画調査部会

- (1) 患者・家族の実態調査
- (2) 医療・福祉に関する国内外の実情調査
- (3) 緊急事項や今日的課題のための調査研究・企画
- (4) 協会活動の中期・長期計画の策定に関すること

6 組織渉外部会

- (1) 医療・福祉制度改善の為の関係省庁との折衝
- (2) 組織の拡充
- (3) 国際交流と関係団体との連帯

(部会長会議)

第 22 条 各部の事業の連絡調整のために、必要に応じて部長会議を開催することができる。

- 2 前項の部会長会議は、関係者の出席を求めて、拡大部会長会議とすることができる。
- 3 部会長会議の結果は、理事会に報告する。

(地方ブロック会議)

第 23 条 支部相互の活動の交流、協力を図り、支部の設置されていない都道府県の援助等を行うため地方ブロックを置き、必要に応じてブロック会議を開催することができる。

- 2 ブロックの地方割は、理事会で定める。
- 3 理事会は、地方ブロックとの連携にあたり、担当理事を置き必要な援助を行う。
- 4 地方ブロック会議の結果は、理事会に報告する。

第 5 章 支 部

(支部の設置)

第 24 条 定款第 57 条第 1 項に基づき、当法人に支部を置く。

- 2 支部は、原則として都道府県単位とする。
- 3 支部の設立に関する手続きは、別に定める。

(支部の権能及び運営)

第 25 条 支部は理事会の決議に沿って、当法人の事業を行う。

- 2 支部は当法人の目的に反しない範囲において、独自の事業を行うことができる。
- 3 支部は、事務所、役員等について規約を定めるものとする。
- 4 支部長は、支部に所属する正会員の中から支部会員が選出する。

(本部への報告義務等)

第 26 条 支部長は、毎事業年度、次の書類を本部事務局に提出するものとする。

- (1) 収支報告書
- (2) 事業報告書
- (3) 役員構成
- (4) 収支予算書
- (5) 事業計画書
- (6) 支部の会報等

- 2 支部長は、支部の規約、事務所及び役員について、変更の都度当法人に報告するものとする。
- 3 支部活動に、当法人の主旨から見て不適正な部分が認められると理事会が判断した場合、会長はその理由を併記して、支部長に是正を勧告し、すみやかに実行を求めることができる。

(支部規約改正案の提出)

第 27 条 支部が規約を改正しようとする場合、支部長は改正案を本部事務局に事前に提出し、理事会に報告する。

- 2 理事会は、改正案が不適当と認めた場合は、会長はその理由を併記して、支部長に修正を求めるものとする。

(監督)

第 28 条 支部活動について、当法人の主旨から見て不適正な部分が認められると理事会が判断した

場合は、会長はその理由を併記して、支部長に是正を勧告し、速やかに実行を求めることができる。

(支部助成金)

第 29 条 本部は支部の健全な活動を助成するため、毎事業年度、各支部に次の基準で助成金を交付する。

(1) 1 支部当り基本額:15 万円

(2) 会員 1 人あたり:500 円(会員数は前事業年度末の会費納入者とし、特別会員を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、会員が 60 人未満の場合の助成金は支部会員数×3,000 円を上限とする。

第 6 章 加 盟 団 体

(連盟等への加盟)

第 30 条 当法人は、関係団体と連帯交流するために、理事会の承認を受けて各種協議会、連盟等に加盟することができる。

第 7 章 補 足

(機関誌「JALSA」の購読料)

第 31 条 当法人が発行する機関誌「JALSA」の購読料については会費に含むものとし、会費の徴収と併せて行うものとする。

(委任)

第 32 条 この施行規則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 25 年 3 月 16 日から施行する。

2 日本 ALS 協会定款施行規則(平成 11 年 9 月)は、廃止する。

附 則

1 この規則は、平成 26 年 3 月 15 日から施行する。

別図(第 2 条関係)



様式第 1(第 3 条関係)

FAX 03-3234-9156

(※太枠内の該当する部分をご記入ください。)

一般社団法人日本 ALS 協会

会 長 様

入 会 申 込 書

私(当団体)は、貴会の趣旨に賛同し、次のとおり入会を申し込みます。

年 月 日

フリガナ 入会者氏名 生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生(歳) 性別(男・女)		
団 体 の 場 合	フリガナ 団体名 フリガナ 代表者名		
<input type="checkbox"/> 正会員(個人のみ) 年会費 4,000 円(患者・家族は原則として正会員) <input type="checkbox"/> 賛助会員(個人) 年会費 4,000 円×口数 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 賛助会員(団体) 年会費 5,000 円×口数 <input type="checkbox"/>			
会 員 区 分	<input type="checkbox"/> 患者本人 <input type="checkbox"/> 同居家族 <input type="checkbox"/> 別居家族 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> その他一般 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 医療・保健・福祉関係者 ※専門職の場合、科目・職種()		
住 所 (会 報 等 送 付 先)	1. 自宅 2. 勤務先 3. その他 〒 - TEL FAX Eメール		
入会者が次のいずれかの場合はお書きください。 <input type="checkbox"/> 患者本人 ⇒家族名 _____ 続柄 _____ <input type="checkbox"/> 家族・親族⇒患者名 _____ 続柄 _____ (患者さんの生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日)			
勤 務 先	(医療・福祉関係者はなるべくお書きください。)		
業 種	(団体会員の場合はお書きください。)		

※当協会に入会されますと、居住地又は勤務地の都道府県支部にも属することになります。

協会 使用欄	(概要)	(会員番号)	(入力日)	(担当者)
-----------	------	--------	-------	-------

様式第 2(第 8 条関係)

年 月 日

退 会 届

一般社団法人
日本 ALS 協会会長 様

氏名又は団体名 _____

(団体の場合は代表者名) _____

住 所 _____

会員番号 _____

(不明の場合は記入されなくても構いません。)

私(当団体)は、このほど都合により貴協会を退会いたしますので届けます。